

【諏訪市】軽自動車税（種別割）公益減免の要件及び添付書類

納税義務者	対象となる軽自動車等	添付書類
1 社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業を行う者	施設入所者の小・中学校への通学又は施設に通園する園児の送迎に使用するもの	・車検証（写し） ・定款、規約又は寄付行為を証する書類 ・運行経路図
	施設入所者の通院及び外出又は資材の購入等に使用するもの 施設利用者を送迎するために使用するもの	・車検証（写し） ・定款、規約又は寄付行為を証する書類 ・事業計画書
	就労移行支援、就労継続支援を行う障害福祉サービス事業者が、身体障がい者等に対し、生産活動用の原材料又は商品を無料で運搬するために使用するもの	・車検証（写し） ・定款、規約又は寄付行為を証する書類 ・事業計画書 ・運行経路図
	施設を経営する障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害者福祉サービス事業者又は指定障害者施設が所有し、支給決定障害者等を当該施設へ送迎するために使用するもの	・車検証（写し） ・定款、規約又は寄付行為を証する書類 ・事業計画書
2 使用者が非課税団体である場合の所有者	所有者が受け取るリース料に軽自動車税（種別割）が含まれていないもの	・車検証（写し） ・リース契約書（写し）
3 特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する者	特定非営利活動促進法第2条別表に掲げる活動のために使用するもの	・車検証（写し） ・定款、規約又は寄付行為を証する書類 ・事業計画書
4 土地改良区 土地改良区連合会	土地改良事業の用に使用するもの	
5 (一財)長野県交通安全協会 これに準ずる者	交通安全の指導及び普及宣伝の用に使用するもの	
6 (公社)長野県防犯協会 連合会 これに準ずる者	地域防災又は地域防犯の用に使用するもの	
7 道路交通法第99条第1項に規定する指定自動車教習所	自動車の運転に関する教習用に使用するもの	・車検証（写し） ・公安委員会が発行する指定書

※リース車両も減免の対象とします。但し、リース料に軽自動車税（種別割）が含まれていない場合に限りです。

※添付書類については、一度提出があれば毎年の提出は不要です。但し、内容に変更があった場合は、該当書類の提出をお願いします。

※リース車両については、リース契約期間終了等で再契約をした場合、リース契約書（写し）の提出をお願いします。